

平成19年度定期防衛監察の結果について

平成20年7月17日

防衛省防衛監察本部

【目 次】

第 1 全 般	1
第 2 秘密情報等の流出防止	
1 経 緯	1
2 監察の基本的考え方	1
3 監察の実施方法	1
4 監察の結果	2
(1) 職員の意識	2
(2) 法令等の理解度	2
(3) 情報システムの整備状況	2
(4) 秘密保全措置等の実施状況	3
(5) 人材の配置	4
(6) その他	4
第 3 入札談合防止	
1 経 緯	5

2	監察の基本的考え方	5
3	監察の実施方法	5
4	監察の結果	6
(1)	職員の意識	6
(2)	職員の教育	6
(3)	談合予防、競争拡大に向けた施策の現状	6
(4)	不正防止体制	7
(5)	入札過程・結果の事後的検証体制	8
第4	その他	9
別紙第1	アンケート実施対象機関等（秘密情報等の流出防止）	10
別紙第2	アンケート結果の概要（秘密情報等の流出防止）	11
別紙第3	実地監察の対象機関等（秘密情報等の流出防止）	15
別紙第4	アンケート実施対象機関等（入札談合防止）	16
別紙第5	アンケート結果の概要（入札談合防止）	17
別紙第6	実地監察の対象機関等（入札談合防止）	22

第1 全般

この報告は、石破茂防衛大臣の命を受け、平成19年度に実施した「防衛省における秘密情報等の流出防止対策の現状」及び「防衛省における入札談合防止対策の現状」の定期防衛監察の結果を取りまとめたものである。

第2 秘密情報等の流出防止

1 経緯

一昨年来のウィニー等のファイル共有ソフトによる情報流出事案やイメージシステムに係る特別防衛秘密流出事案にかんがみ、防衛省における秘密情報等の流出防止対策の現状について、定期防衛監察を実施した。

2 監察の基本的考え方

(1) 監察の視点

- 省秘等の秘密保全に関する訓令等及び情報保証訓令等に基づき、機関等において行われている秘密情報等の流出防止対策の現状を把握した。
- 機関等において、秘密情報等の流出防止対策を実施するに当たり、どのような問題点や障害があるのかという視点から、現状を把握した。
- これらの問題点を解決するために、どのような改善策が必要かという視点から、現状を把握した。

(2) その他

平成19年度は、監察に充てる期間が短かったことから、今回、改善策の報告は実施しない。

3 監察の実施方法

(1) アンケート

- ア 対象機関等及び回答者数
別紙第1のとおりである（総回答者数 27,732名）。
- イ 結果
別紙第2のとおりである。

(2) 実地監察

- ア 対象機関等
別紙第3のとおりである。
- イ 内容
職員との面談及び現場等確認を行った。
- ウ 延べ日数・人員
監察に充てた延べ日数は37日、延べ人員は259人である。

4 監察の結果

今回の監察においては、法令等違反の事実は見当たらなかった。
細部については、以下のとおりである。

(1) 職員の意識

秘密情報等の流出防止について、職員は高い意識を有しており、その必要性をよく認識している。

アンケート結果では、約85%の職員が、「職場における秘密保全の意識は高い」又は「どちらかといえば高い」と回答しており、「閲覧が許可されていない秘密情報を閲覧したいと思ったことがある」と回答した者の割合も、全体で約7%である。

(2) 法令等の理解度

防衛省における保全事故や業務用データの流出事案について、何が原因であると認識しているのか、職員にアンケートを行ったところ、「関係規則について、職員の意識が低かった」と回答した者の割合が全体で約75%であり、「関係規則が十分に周知されていなかった」と回答した者の割合が、全体で約23%である。

また、平成18年以降、一連の事務次官通達等によって示された秘密情報等流出防止に係る対策の内容について知っているかという点に関しては、「知っている」又は「おおむね知っている」と回答した者の割合が、全体で約65%である。

そこで、実地監察を行ったところ、一般的に情報保証の関係規則類は複雑であると認識されており、その複雑さに起因すると考えられる理解不足がみられる。

例えば、「業務用データ」については、「情報公開法に基づく不開示情報に該当する情報が含まれるデータ」と定義されているところ、実際の運用に当たっては、公開情報か否かの判断に迷うという事例があり、業務遂行に支障が生じていた。

また、「情報保証」という概念が「秘密保全」と類似の概念として理解されているにとどまり、情報資産を適切に保全し、利用可能な状態にするという本来の内容が認識されていないという事例もあった。

この点に関連して、秘密情報等流出防止に係る対策によって、業務遂行に支障が出ているか否かについて、職員にアンケートを行ったところ、「支障が出ている」又は「少し支障が出ている」と回答した者の割合は、全体で約32%に達している。

このように、関係規則類の複雑さに起因する理解不足により、一部の機関等で業務遂行に支障が生じている。

(3) 情報システムの整備状況

ア 官給品パソコンの充足状況

これまで、職場における私有パソコンを一掃するために、「秘密電子計算機情報流出等再発防止に係る抜本的対策の具体的措置について」（平成18年4月12日 防衛庁）に基づき、官給品パソコンが約5万6千台調達された。

実地監察において、私有パソコンの排除及び官給品パソコンの配布の各状況を調べたところ、私有パソコンは一掃されていること、海上・航空自衛隊の部隊等並びに技術研究本部においては、おおむね所要に合致して官給品パソコンが配布され、充足されていることが確認された。

しかし、陸上自衛隊の部隊等においては、旧式のパソコン等が多数存在していることが確認された。

現在、陸上自衛隊において、この状態を解消するための措置を実施中である。

イ 部隊等が独自に設置した情報システム等の管理

陸上・航空自衛隊においては、事務用に納入された官給品パソコンを独自にネットワーク化した情報システム（以下「部隊等LAN」という。）がある。

部隊等LANには、様々な形態のものがあり、知見・技能を有する一部の職員によって個別に運営されている状況であるため、これらの者が異動すれば、じ後、組織的な維持管理が期待できない。

また、部隊等LANは、現行の情報保証訓令等の施行時点で既に運用を開始している限り、同訓令等が要求する情報システムの機能の検証に関する規定が適用除外となるため、現行の防衛省の情報システム技術基準を満たしているのか否かという観点から、厳正なチェックがなされているとはいえない状況にある。

ウ ファイル暗号化ソフト

(ア) 現在使用されている防衛省のファイル暗号化ソフトは、技術上の動向に対応して改善すべき点がある。

(イ) ファイル暗号化ソフトの運用が、部隊等ごとに異なっており、業務遂行上の制約等となっている。

(4) 秘密保全措置等の実施状況

実地監察において、秘密保全措置等の実施状況を調べた結果は、以下のとおりであり、いずれも保全責任者等の業務が増加している状況が認められた。

ア 関係職員の指定

秘密保全、情報保証といった異なる制度ごとに、秘密の情報などを取り扱う関係職員を、それぞれ指定することとなっている。

この点、司令部等においては、秘密保全と情報保証の各保全責任者等の職務を、別々の職員が分担しているが、末端の部隊においては、これ

らの職務が、事実上、一人の職員に集中している状況が常態化しており、業務上の負担が増加している。

イ 情報流出防止関係業務の増加

可搬記憶媒体等を管理するための簿冊の増加や私有パソコンの点検など、秘密保全及び情報保証関係の業務は質・量ともに増加している状況であり、特に保全責任者等の業務が増加している。

既に述べたとおり、アンケート結果では、「秘密情報等流出防止に係る対策によって、業務遂行に何らかの支障が出ている」と回答した者の割合は、全体で約32%に達しているが、これは、このような業務の増加も、その背景にあるものと考えられる。

また、アンケート結果では、職場における業務の状況について、全体で約69%の職員が「多忙である」又は「どちらかといえば多忙である」と回答しており、約19%の職員が、業務多忙により秘密保全等の業務に「支障がある」又は「少し支障がある」と回答している。

現状では、多忙感が秘密保全等の業務に与える影響は、比較的小さいものと考えられるが、仮に、業務上の負担が、将来にわたって継続することになれば、情報流出対策が形骸化するおそれも否定できない。

(5) 人材の配置

防衛省における過去の保全事故や業務用データの流出事案について、何が原因であると認識しているのか、職員にアンケートを行ったところ、「情報技術に係る知識が不足していた」と回答した者の割合が、全体で約29%に達している。

実地監察を行ったところ、部隊等においては、情報保証に関する知見を有する者が不足しており、計画的に人材を養成して配置する施策が十分ではないことが確認された。

(6) その他

海上自衛隊の一部においては、業務用データの流出防止を徹底させるために、業務に関する個人資料等を廃棄させ、職務上必要な資料を、組織で作成・管理する方向を打ち出している。

その他、陸上・航空自衛隊等の一部においても、個人メモに省秘等の秘密情報は書き込まないよう指導するといった措置が採られている。

業務上作成したデータの帰属意識について、職員にアンケートを行ったところ、「国のもの」と回答しなかった者の割合が、全体で約32%であることから、紙媒体も含めた情報の組織的管理を推進することは、日常の情報管理業務を通じ、情報を組織で管理する意識を強化することにつながるものと考えられる。

このような形での秘密情報等の流出防止対策をより一層推進することが望ましい。

第3 入札談合防止

1 経緯

平成10年に判明した調達実施本部事案の教訓が生かされず、平成18年に防衛施設庁入札談合事案が判明したことにかんがみ、防衛省における入札談合防止対策の現状について、定期防衛監察を実施した。

なお、平成19年度は、防衛省が調達する装備品等及び役務のうち、中央調達に関する施策等に限定して実施した。

2 監察の基本的考え方

(1) 監察の視点

- 法（独占禁止法、官製談合防止法等）の趣旨に照らして業務が適正に運用されているか否かという視点から、機関等において行われている入札談合防止対策の現状を把握した。
- 機関等において、入札談合防止対策を実施するに当たり、どのような問題点や障害があるのかという視点から、現状を把握した。
- これらの問題点を解決するために、どのような改善策が必要かという視点から、現状を把握した。

(2) その他

平成19年度は、監察に充てる期間が短かったことから、今回、改善策の報告は実施しない。

3 監察の実施方法

(1) アンケート

- ア 対象機関等及び回答者数
別紙第4のとおりである（総回答者数 1,003名）。
- イ 結果
別紙第5のとおりである。

(2) 実地監察

- ア 対象機関等
別紙第6のとおりである。
- イ 内容
職員との面談及び契約関係書類の精査等を行った。
- ウ 延べ日数・人数
延べ日数は15日、延べ人数は120人である。

4 監察の結果

今回の監察においては、法令等違反の事実は見当たらなかった。
細部については、以下のとおりである。

(1) 職員の意識

アンケート結果では、約83%の職員が「入札談合防止に対する意識は高い」又は「どちらかといえば高い」と回答しており、入札談合防止に対する意識は高いと考えている者の割合が高い。しかし、実地監察において個別に聴取したところでは、入札談合は、一部の不心得者により行われる特殊なもので自分には無関係であると考えている者が多いなど、実際の意識は決して高いとはいえない。

このようなギャップが生じる理由としては、観念的には入札談合はいけないと理解しているものの、入札談合は誰もがその当事者となり得る身近な問題であることや皆が入札談合を防止すべき立場にあることなどの意識が低いことが原因と考えられる。

(2) 職員の教育

アンケート結果では、「入札談合に関する法律の内容について知っている」又は「おおむね知っている」と回答した者の割合が約42%、「公共調達の適正化を図るための通知等の内容について知っている」又は「おおむね知っている」と回答した者の割合が約53%であるなど、入札談合防止に関連する法令等に対する理解度が全般的に低く、「入札談合に関する法律について教育が実施されている」又は「おおむね実施されている」と回答した者の割合も約43%にとどまる。これを踏まえ、実地監察において職員の教育状況を確認したところ、法令等については、多くの機関等においては、教育自体がほとんど実施されていない又は条文を紹介する程度の簡単なものが実施されているにすぎない上、内部通達等についても、談合防止に焦点を当てた教育は実施されておらず、多くが実務教育等での紹介や資料配布程度にとどまるなど、いずれも不十分である。

(3) 談合予防、競争拡大に向けた施策の現状

ア 一般競争契約の拡大

「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日 財務大臣通知）が発出されたことに伴い、従来随意契約としていた契約を見直し、一般競争契約を拡大してはいるが、新規参入が拡大したものは少なく、多くは従来から受注してきた1社による独占状態又は2、3社による寡占状態が続いている。これは、業者側が新規参入に意欲的でないことが主な原因であると考えられるが、発注側である装備施設本部や調達要求元についても、調達内容の性質にかかわらず一律に一般競争入札や公募等を実施していたり、複数企業からの提案徴取や仕様書における競争性確保の工夫等の新規参入拡大に対する努力及び装備施設本部と調達要求元の間における競争性

拡大に対する連携が、いずれも不足していることなどの問題点が認められる。

イ 電子入札や総合評価方式等の新制度の拡大

電子入札システムは、平成16年度の導入以降、普及活動を実施して利用促進を図っているものの、中央調達におけるこれまでの利用件数は15件のみであり、ほとんど利用されていない(平成20年3月末現在)。また、総合評価方式についても、平成19年度について、同方式を用いることとされている医療用器材等の特定調達物品を除いては、海上自衛隊の練習用ヘリコプターの入札に採用されているだけで、それ以外に実施された例はない。電子入札や総合評価方式について、官民双方における制度活用意欲の促進に向けた対策や教育等は不十分であり、現状のままでは利用の拡大は見込まれないと考えられる。

また、「公益通報者保護制度について知っている」又は「おおむね知っている」と回答した者の割合が約50%にとどまるというアンケート結果を踏まえ、実地監察において公益通報者保護制度及び電子目安箱の周知状況並びに職員の認識について確認したところ、周知徹底が不十分であり、具体的な制度内容や通報等の窓口を認識していない者が多い。

(4) 不正防止体制

ア 装備施設本部におけるチェック体制

かつて、契約本部(管理局原価計算部を含む。)では、機能別(契約、原価計算、契約管理)に部署を分け、相互牽制機能を働かせていたが、平成18年7月、装備本部を設置するに当たり、装備品ごとにライフサイクルコスト管理を行うため、装備品の種別で分けられた物別課室(艦船課、航空機第1課等)に改編し、各物別課室には更に種類・機種別の班(5~6名)を設け、各班に契約、原価計算及び契約管理の担当者を置くものとされ、現在の装備施設本部にも引き継がれている。

この点、装備施設本部の職員に対するアンケートの結果では、契約、原価計算、契約管理業務に関して相互牽制機能が働いているか否かについて、約36%の職員が「働いていない」又は「あまり働いていない」と回答しているように、各調達に関する契約、原価計算及び契約管理の各業務が全て同じ班内で行われることにより、第三者的な視点からのチェックが疎かになる可能性がある。

これを補完するため、装備本部を設置する際、調達に係る運用基準の作成と調達業務の各担当部署を分離するとともに、防衛調達審議会、監査法人、統括調達官、経理装備局及び装備本部の各監査課並びに指名随契審査会等による重層的なチェック体制を構築することとした。

しかし、上記チェック体制については、それぞれの役割が明確に区分されているとはいえず、例えば、物別部単位で配置されている統括調達

官は、内部者の立場で指導を期待されている一方で、経理装備局監査課及び装備施設本部監査課の業務を兼務し、相反する機能を一人で担っており、中立性が確保されていないなどの問題がある。また、不正を防止する体制が機能しているか否かという予防的観点からのチェックが十分に行われているとはいえない状況と判断される。さらに、契約、原価計算及び契約管理の各業務が班単位で集約されているため、班長が全業務をチェックする立場に置かれていることも責任が一人に集中するという点で問題がある。

イ 業者との対応要領

実地監察において業者との対応要領の遵守状況について調べたところ、業界関係者との接触場所を制限していること、原則として複数の職員で対応していることを確認した。しかし、一部、多忙等により複数の職員で対応できない例や会議室等の不足により要領の遵守に困難を来した例もあるほか、通達では、不正な働きかけが行われた場合のみ、業者との対応の内容を含めた対応状況の詳細を記録することとされており、それ以外の場合については、対応の内容まで記録する仕組みが設けられておらず、一部、来訪者の氏名等を記録している程度であるため、対応状況の詳細を事後的に検証できないなどの問題点も認められる。

(5) 入札過程・結果の事後的検証体制

装備施設本部が設置している入札経緯等検討会では、入札検証システムを用いて入札経緯を検証する要領を作成し、各担当部署に検証を指示しているが、職員の多くが、この検証指示の存在を認識しておらず、周知が不十分である。現に、アンケート結果では、「不自然な入札が無かったか事後的・統計的な分析を実施している」又は「おおむね実施している」と回答した者の割合が約32%にとどまっている。また、検証要領に示されている分析要素も、談合の疑いの有無を判断する上で必要な程度に多角的かつ詳細なものとはなっていない。

なお、監察の過程において検証し、不自然さが認められた入札について、装備施設本部に検証を依頼した結果、3件について、装備施設本部から公正取引委員会に通報がなされた。

第4 その他

1 監察結果の取扱い

今回の監察結果については、関係機関に対し、通知済みである。

なお、本報告書に記載した事項については、今回の実地監察の過程において、必要に応じ、関係機関にその都度指摘したところである。

2 今後の予定

今回の監察のテーマである「秘密情報等の流出防止」及び「入札談合防止」については、平成20年度においても、更に監察を継続し、必要な改善策は、その成果と併せて検討した上で報告する。

アンケート実施対象機関等（秘密情報等の流出防止）

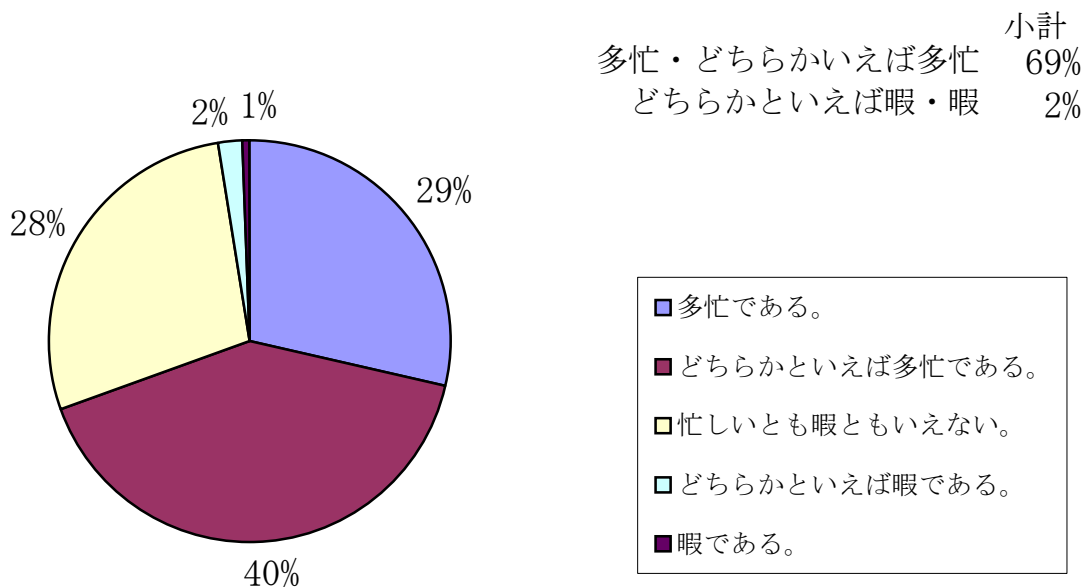
対象機関等（回答者数）	
内部部局（833）	
統合幕僚監部（376）	
陸上自衛隊 （9, 286）	陸上幕僚監部（649） 北部方面隊（1, 164）、東北方面隊（572）、 東部方面隊（891）、中部方面隊（2, 100）、 西部方面隊（614）、中央即応集団（996）、 各学校（2, 300）
海上自衛隊 （6, 336）	海上幕僚監部（264） 自衛艦隊司令部（130）、護衛艦隊（777）、 航空集団（1, 157）、潜水艦隊（401）、 開発隊群（284）、横須賀地方隊（164）、 呉地方隊（146）、佐世保地方隊（623）、 舞鶴地方隊（496）、大湊地方隊（451）、 教育航空集団（217）、システム通信隊群（156）、 学校（564）、補給本部（506）
航空自衛隊 （7, 957）	航空幕僚監部（248） 航空総隊（4, 736）、航空支援集団（881）、 航空教育集団（819）、航空開発実験集団（132）、 補給本部（822）、大臣直轄部隊（319）
情報本部（649）	
技術研究本部 （846）	内部部局（426）、航空装備研究所（126）、 陸上装備研究所（97）、艦艇装備研究所（115）、 電子装備研究所（82）
装備施設本部（473）	
地方防衛局 （976）	北海道防衛局（156）、東北防衛局（176）、 北関東防衛局（326）、南関東防衛局（318）
合計（27, 732）	

アンケート結果の概要（秘密情報等の流出防止）

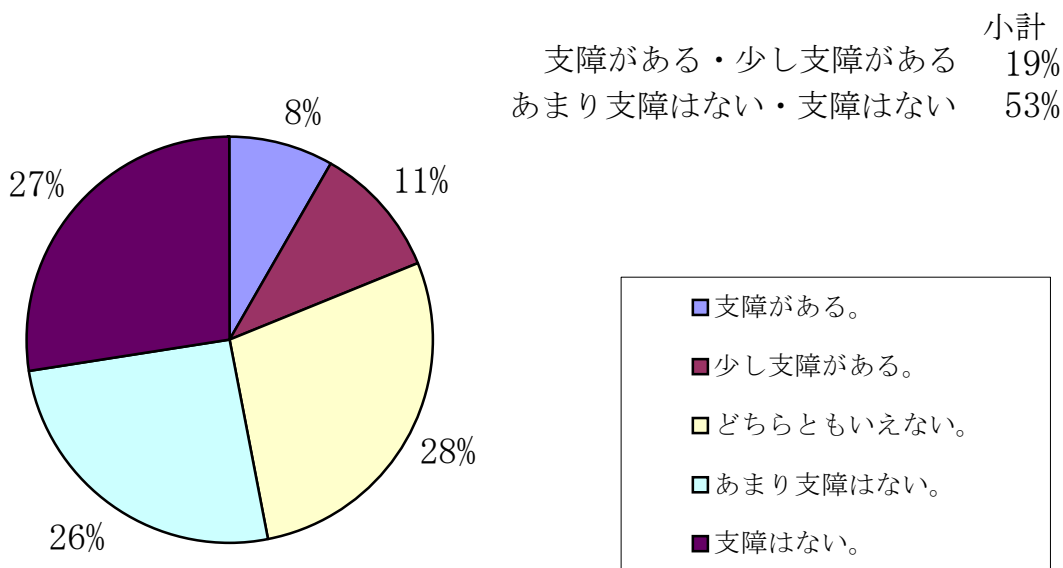
（注）%は、四捨五入によっているので、グラフと小計の数値が符合しないことがある。

1 多忙感とその影響

(1) あなたの職場における業務の状況はどうか。

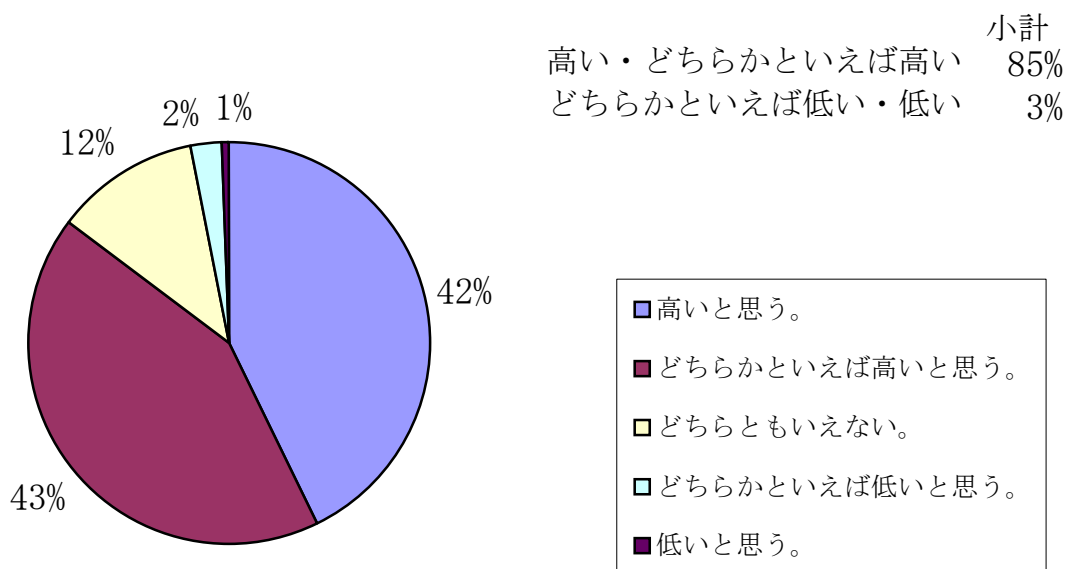


(2) 業務多忙により、秘密保全や業務用データ管理に支障があると思いますか。

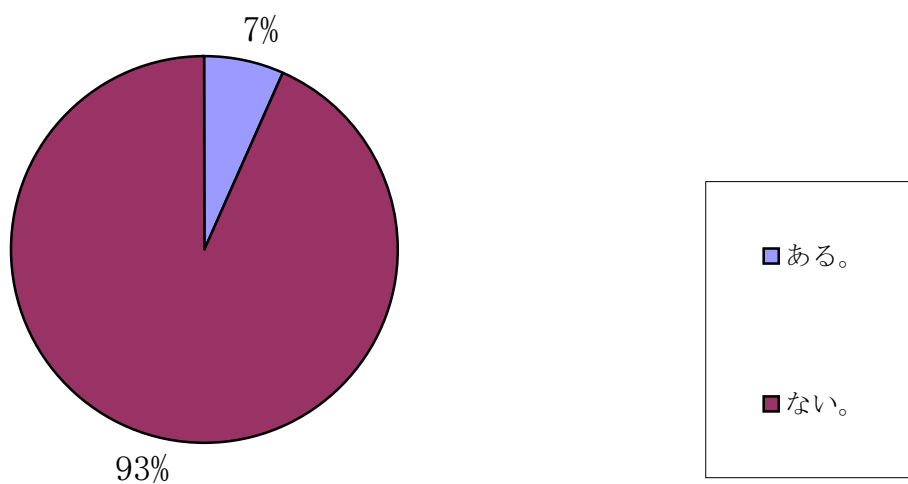


2 秘密保全の意識

(1) あなたの職場における職員の秘密保全の意識についてどう思いますか。

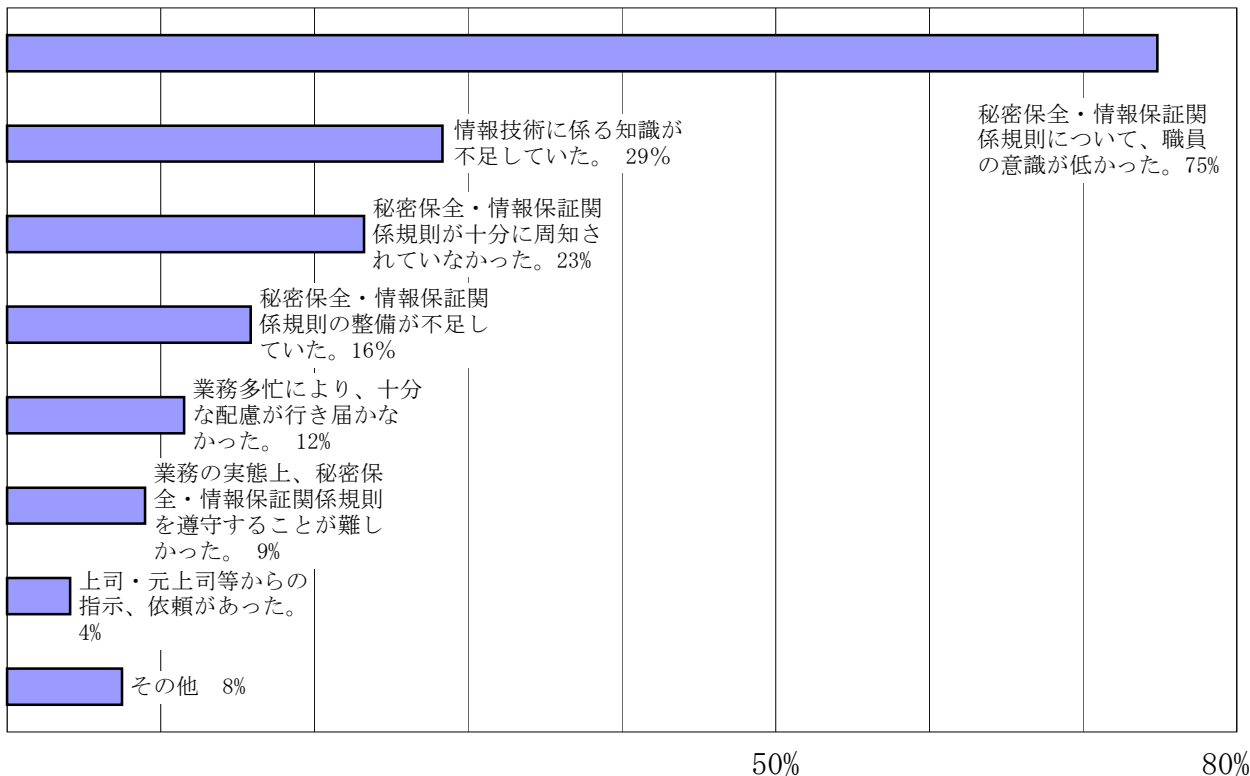


(2) あなたは、閲覧やアクセスが許可されていない秘密情報を閲覧、アクセスしたいと思ったことはありますか。



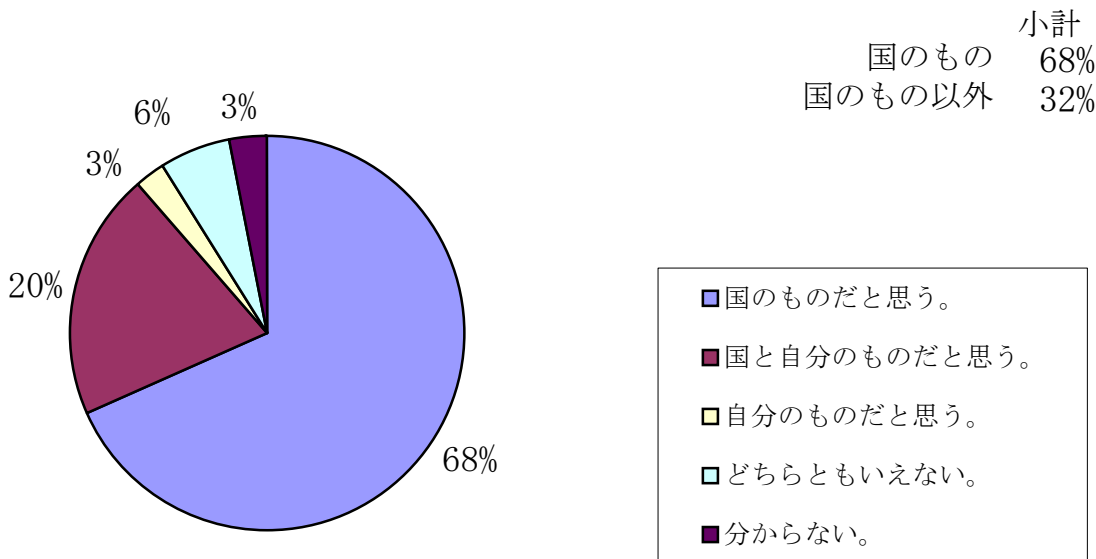
3 過去の保全事案及び業務用データ流出事案

あなたは、防衛省・自衛隊における保全事案や業務用データの流出事案について、何が原因であったと思いますか。（複数回答）



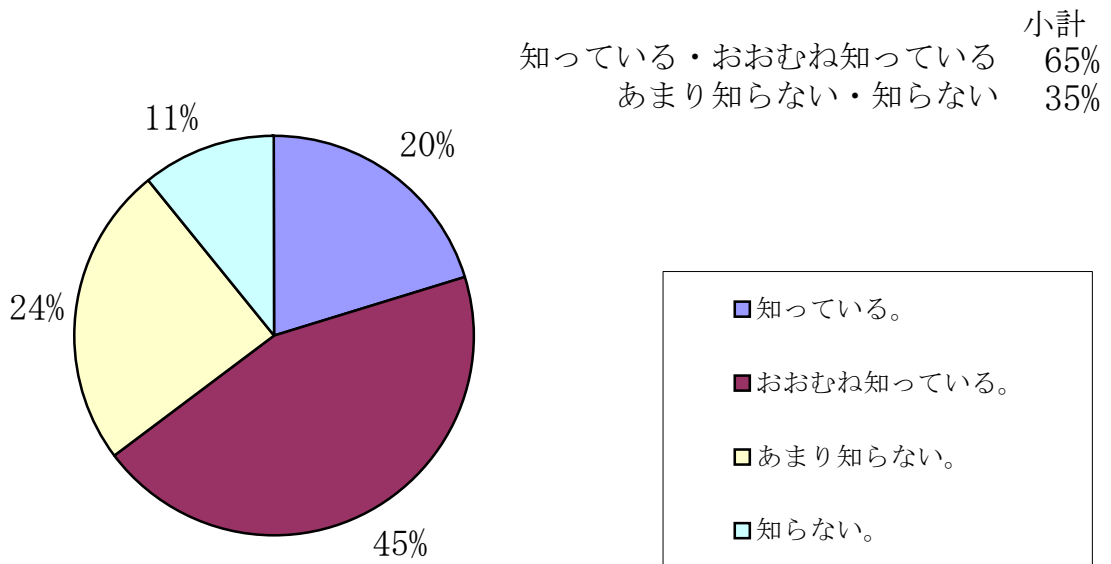
4 作成したデータの帰属

あなたは、自分自身が業務上作成した資料、データ等について、誰のものだと思いますか。

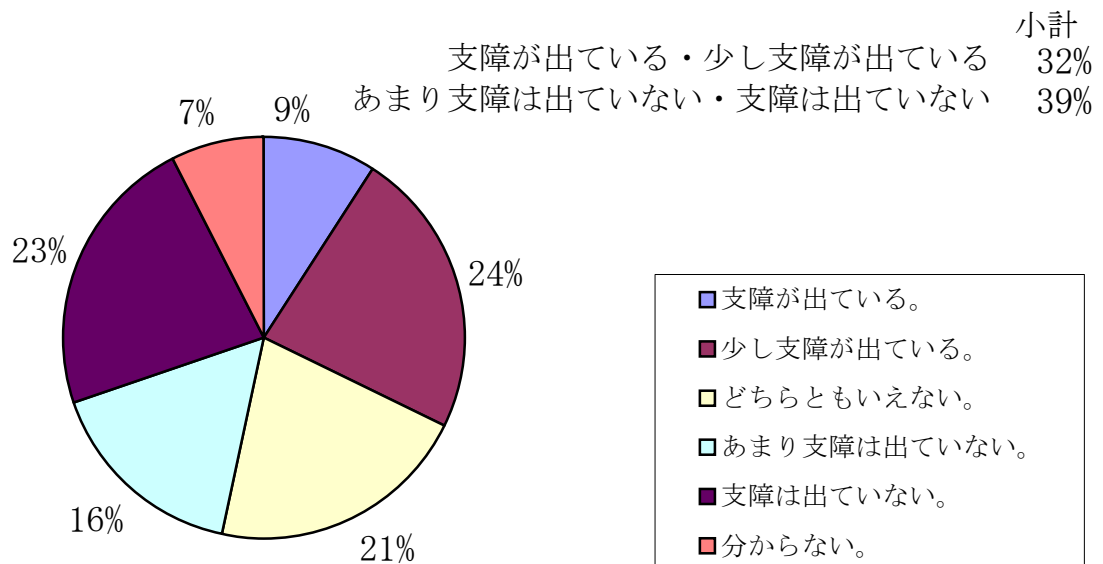


5 秘密情報等流出防止対策とその影響

- (1) あなたは、平成18年以降発出された、一連の事務次官通達等によって示された秘密情報等流出防止に係る対策の内容について知っていますか。



- (2) あなたの職場で実施されている秘密情報等流出防止に係る対策によって、業務遂行に支障が出ていますか。



実地監察の対象機関等（秘密情報等の流出防止）

対象機関等	
陸上自衛隊	中部方面総監部 第13旅団司令部 第46普通科連隊 第47普通科連隊 第13後方支援隊 第13施設中隊 第13通信中隊
	高射学校
海上自衛隊	自衛艦隊司令部 護衛艦隊司令部
	航空集団司令部 第4航空群 第51航空隊 航空プログラム開発隊
航空自衛隊	航空総隊司令部 航空支援集団司令部
	中部航空方面隊司令部 中部航空警戒管制団司令部 中部防空管制群 第1高射群 航空救難団司令部 第2輸送航空隊 航空開発実験集団司令部 電子開発実験群
技術研究本部	警戒航空隊 高射教導隊 浜松救難隊 航空教育集団司令部 第1術科学校 第2術科学校
	内部部局 航空装備研究所

アンケート実施対象機関等（入札談合防止）

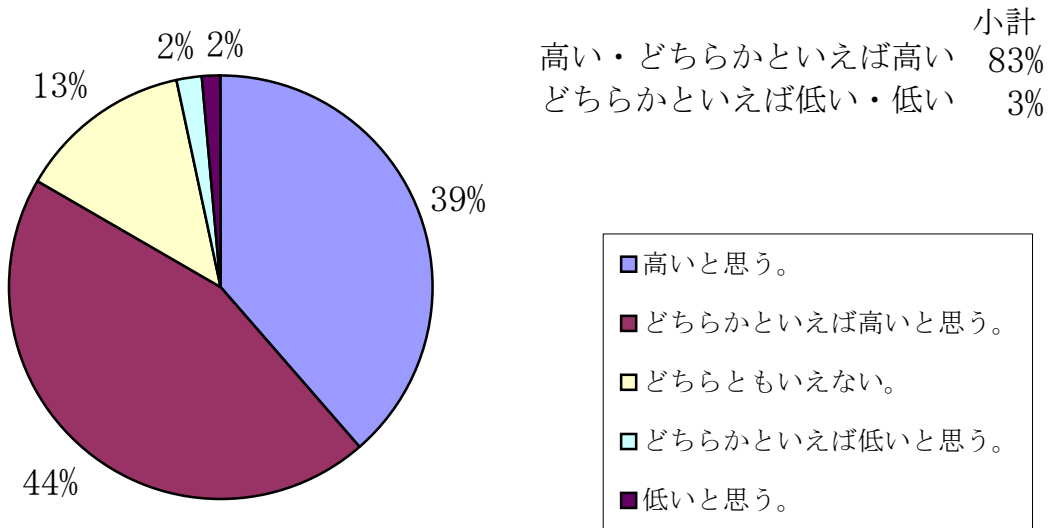
対象機関等（回答者数）	
陸上自衛隊 （ 1 1 0 ）	補給統制本部（ 1 1 0 ）
海上自衛隊 （ 2 3 5 ）	海上幕僚監部（ 1 4 3 ）
	補給本部（ 9 2 ）
航空自衛隊 （ 2 1 6 ）	補給本部（ 2 1 6 ）
技術研究本部 （ 1 9 9 ）	内部部局（ 1 9 9 ）
装備施設本部（ 2 4 3 ）	
合計（ 1, 0 0 3 ）	

アンケート結果の概要（入札談合防止）

（注）%は、四捨五入によっているので、グラフと小計の数値が符合しないことがある。

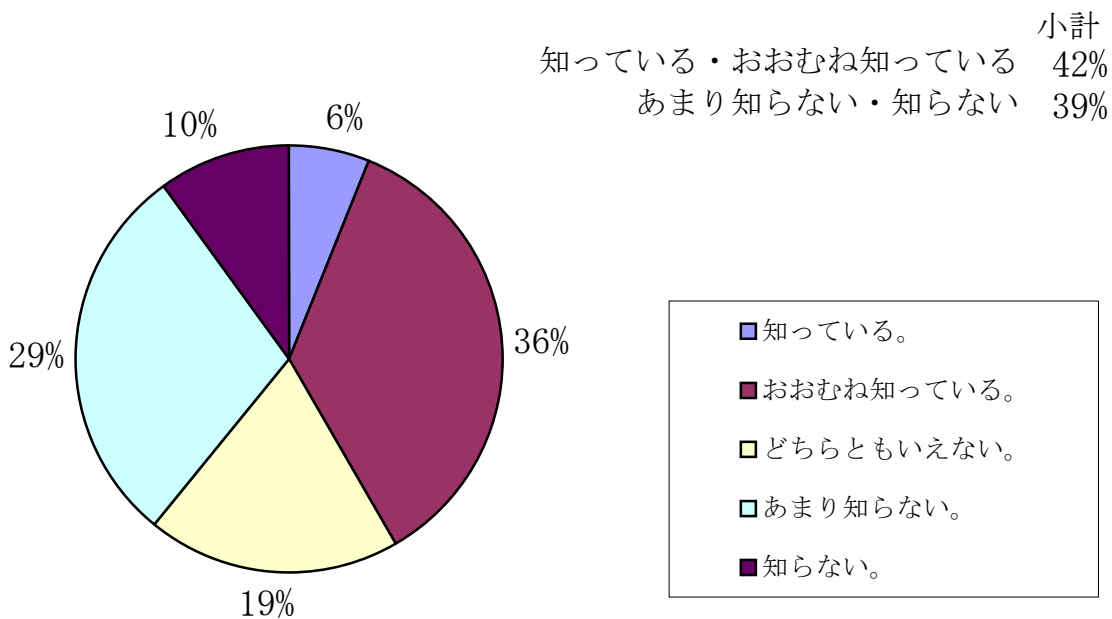
1 入札談合防止の意識

あなたの職場における職員の入札談合の防止に対する意識についてどう思いますか。



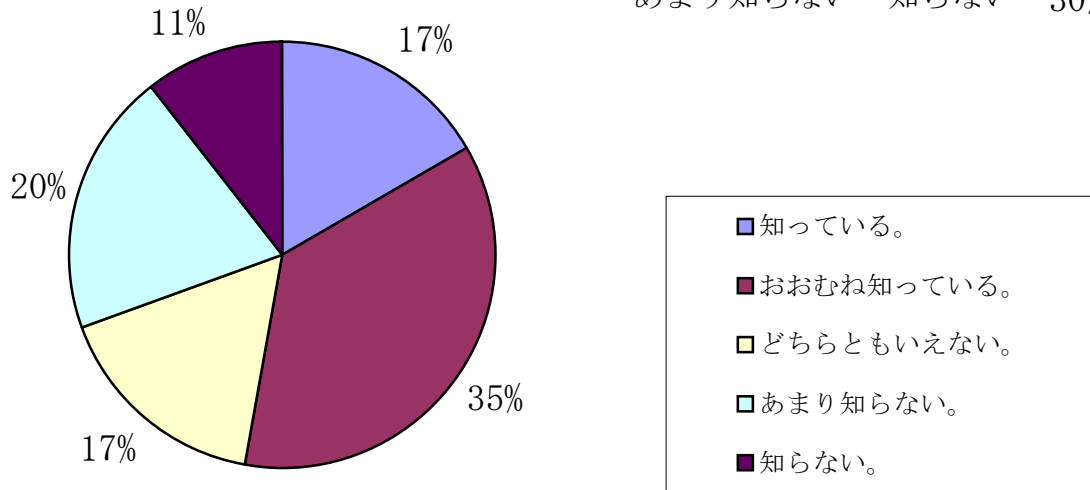
2 入札談合に関する法律、通達等の知識

(1) あなたは、入札談合に関する法律の内容について知っていますか。



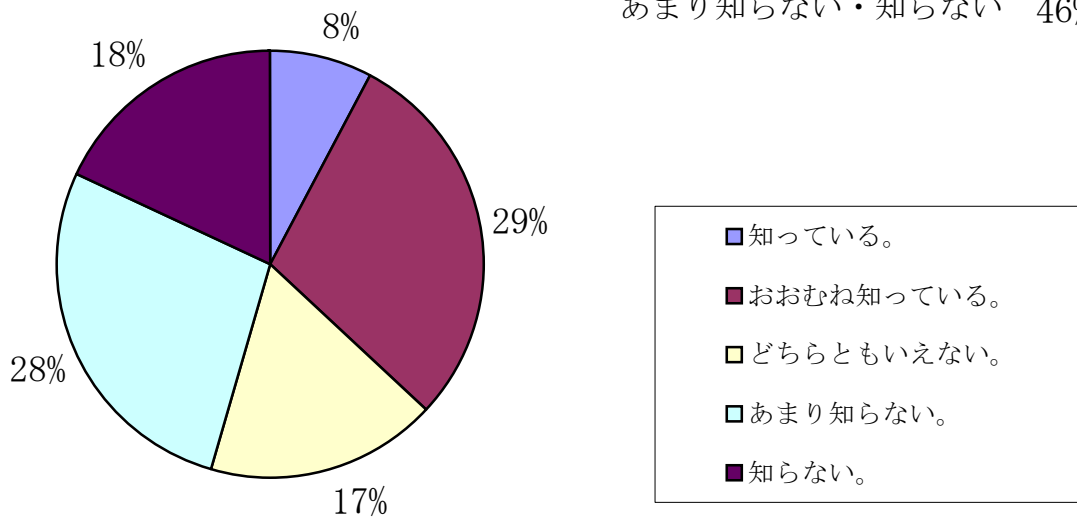
(2) あなたは、財務大臣通知「公共調達適正化について」等、一連の公共調達の適正化を図るための通知等の内容について知っていますか。

小計
 知っている・おおむね知っている 53%
 あまり知らない・知らない 30%



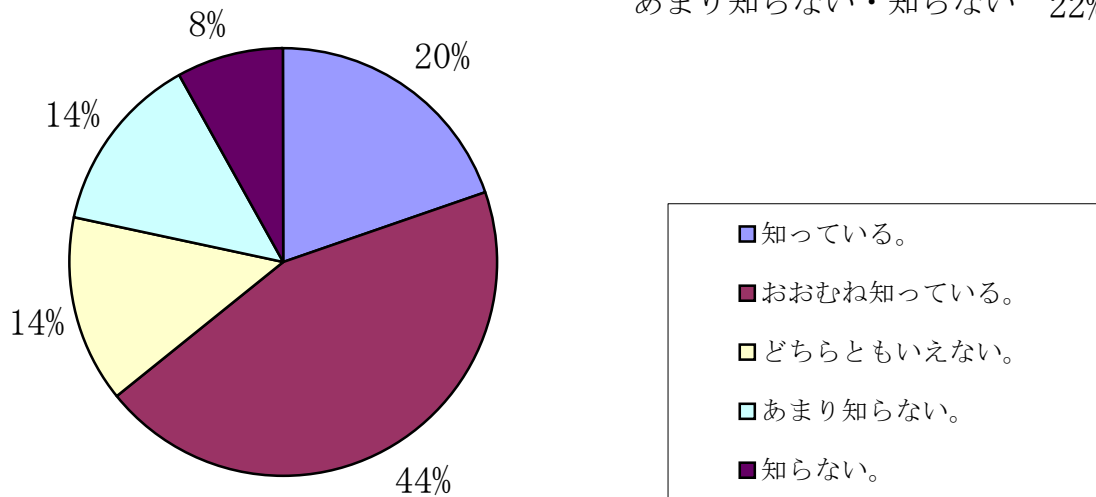
(3) あなたは、「調達経理業務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について(通達)」の内容について知っていますか。

小計
 知っている・おおむね知っている 37%
 あまり知らない・知らない 46%



(4) あなたは、「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者と接触する場合における対応要領について（通達）」の内容について知っていますか。

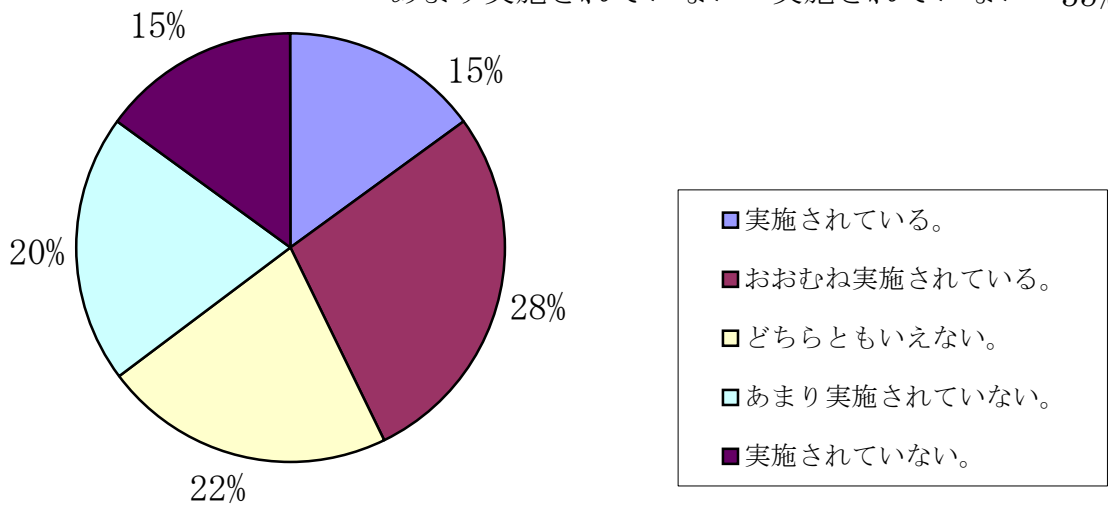
小計
 知っている・おおむね知っている 64%
 あまり知らない・知らない 22%



3 入札談合に関する法律の教育状況

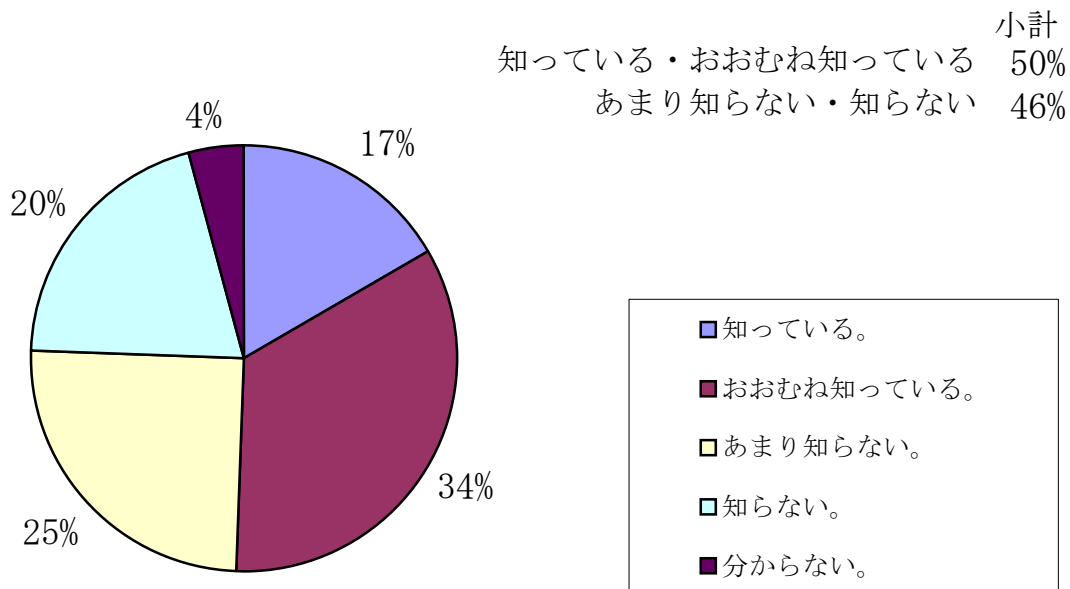
あなたの職場では、入札談合に関する法律について教育が実施されていますか。

小計
 実施されている・おおむね実施されている 43%
 あまり実施されていない・実施されていない 35%



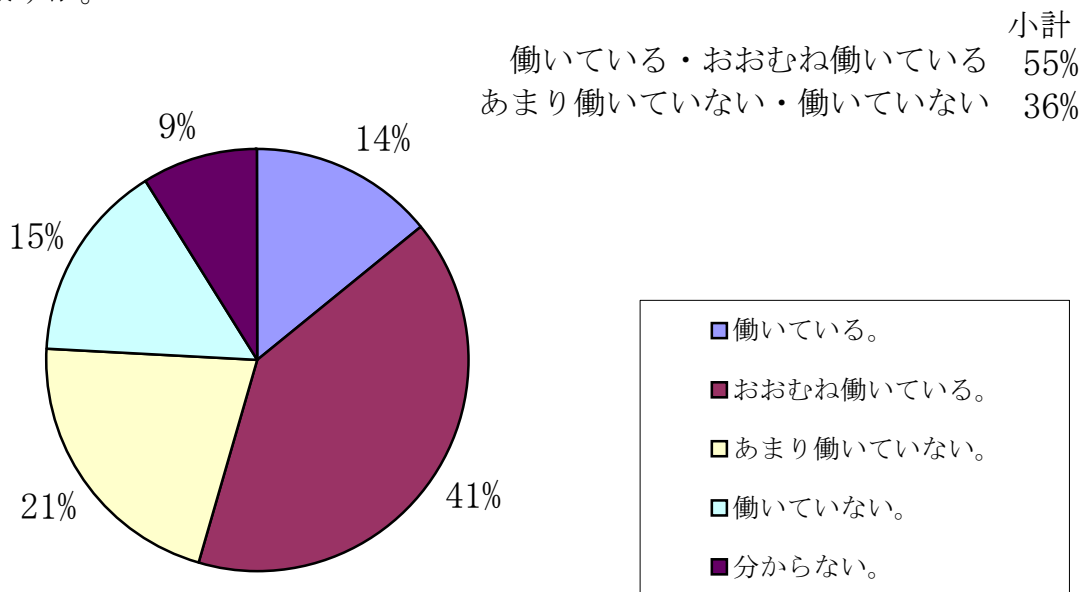
4 公益通報者保護制度の知識

あなたは、公益通報者保護制度について知っていますか。



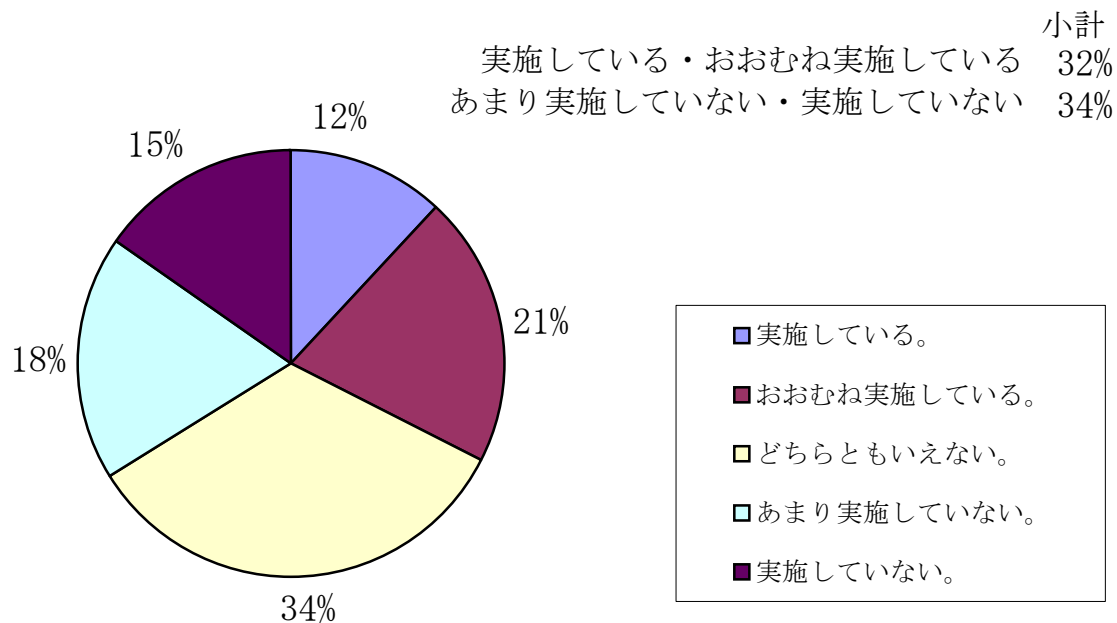
5 契約、原価計算、監督・検査業務に関する相互牽制（装備施設本部のみ）

あなたの職場では、契約、原価計算、監督・検査業務に関して実質的な相互牽制が働いていますか。



6 入札結果の事後的・統計的な分析（装備施設本部のみ）

あなたの職場では、入札結果について、不自然な入札が無かったか事後的・統計的な分析を独自に実施していますか。



実地監察の対象機関等（入札談合防止）

対象機関等	
陸上自衛隊	補給統制本部
海上自衛隊	海上幕僚監部
	補給本部
航空自衛隊	補給本部
技術研究本部	内部部局
装備施設本部	